

旧資金運用部資金
 旧簡易生命保険・公営企業金融公庫資金

補償金免除繰上償還に係る財政健全化計画

注 □にレを付けること。

I 基本的事項

1 団体の概要

団体名	大山町	国調人口(H17. 10. 1現在)	18,897
構成団体名		職員数(H20. 4. 1現在)	246

注1 団体が一部事務組合等（一部事務組合、広域連合及び企業団をいう。以下同じ。）の場合は、「団体名」欄に一部事務組合等の名称を記入し、「構成団体名」欄にその構成団体名を列記すること。

2 「職員数」欄は、普通会計の全職員数を記入すること。

2 財政指標等

財政力指数	0.30 (H18年度)	標準財政規模(百万円)	6,309 (H18年度)
実質公債費比率 (%)	16.6 (H18年度)	地方債現在高(百万円)	28,887 (H18年度)
経常収支比率 (%)	89.2 (H18年度)	うち普通会計債現在高(百万円)	14,624 (H18年度)
実質収支比率 (%)	4.4 (H18年度)	うち公営企業債現在高(百万円)	14,263 (H18年度)
		積立金現在高(百万円)	2,208 (H18年度)

注1 財政力指数及び実質公債費比率については、平成18年度又は平成19年度の数値を、経常収支比率については、平成17年度又は平成18年度の数値をそれぞれ記入すること。これら以外の数値については、直近の地方財政状況調査及び公営企業決算状況調査の報告数値を記入すること。

なお、一部事務組合等に係る財政力指数、実質公債費比率、経常収支比率については、当該一部事務組合等の構成団体の各数値を加重平均したものを用いるものとする（ただし、旧資金運用部資金及び旧簡易生命保険資金について対象としない財政力指数1.0以上の団体の区分については構成団体の中で最も低い財政力指数を記入すること。）。

2 財政指標については、条件該当年度を（ ）内に記入すること。また、財政力指数以外の財政指標については、数値相互間で年度（地方財政状況調査における年度）を混在して使用することがないよう留意すること。

3 合併市町村等における合併市町村基本計画等の要旨

- 新法による合併市町村、合併予定市町村の合併市町村基本計画の要旨
 旧法による合併市町村の市町村建設計画の要旨
 該当なし

注1 「新法による合併市町村、合併予定市町村」とは、市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第2条第2項に規定する合併市町村及び同条第1項に規定する市町村の合併をしようとする市町村で地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第7項の規定による告示のあったものをいう。

2 「旧法による合併市町村」とは、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第2条第2項に規定する合併市町村（平成7年4月1日以後に同条第1項に規定する市町村の合併により設置されたものに限る。）をいう。

3 □にレを付けた上で要旨を記入すること。また、要旨については、別様としても差し支えないこと。

4 財政健全化計画の基本方針等

区 分	内 容
計 画 名	大山町財政健全化計画
計 画 期 間	平成20年度～平成24年度
既 存 計 画 と の 関 係	大山町集中改革プラン（H18～H21）、定員適正化計画（H17～H24）
公 表 の 方 法 等	平成20年度9月議員全員協議会で説明および町ホームページでの公表
基 本 方 針	集中改革プラン、定員適正化計画などの実践により、すべての経費の節減と財源の確保を同時に実施し、経常収支比率、実質公債費比率などの財政指標の改善をはじめとする財政健全化に取り組み、将来にわたって持続可能な財政運営を目指す。

注 計画期間については、原則として平成20年度から24年度までの5か年とすること。

I 基本的事項（つづき）

5 繰上償還希望額等

（単位：百万円）

区 分		年利5%以上6%未満	年利6%以上7%未満	年利7%以上	合 計
旧資金運用部資金	繰上償還希望額				
	補償金免除額				
旧簡易生命保険資金	繰上償還希望額	30.7	25.9		56.6
公営企業金融公庫資金	繰上償還希望額				

注1 旧簡易生命保険資金・公営企業金融公庫資金に係る財政健全化計画を作成する場合には「旧資金運用部資金」欄を空欄とし、旧資金運用部資金に係る財政健全化計画を作成する場合には「旧簡易生命保険資金」欄及び「公営企業金融公庫資金」欄は、それぞれ平成20年度に承認された財政健全化計画に計上された額を参考値として（ ）書きで記入すること（以下、6において同じ。）。

2 「旧資金運用部資金」の「補償金免除額」欄は、各地方公共団体の「繰上償還希望額」欄の額に対応する額として、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額であり、各地方公共団体の所在地を管轄とする財務省財務局・財務事務所にて予め相談・調整の上、確認した補償金免除（見込）額を記入すること。

3 各欄の数値は小数点第2位を切り上げて、小数点第1位まで記入すること。従って各欄の単純合計と「合計」欄の数値は一致しない場合があること。

6 平成20年度以降各期における年利5%以上の地方債現在高の状況

【旧資金運用部資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成20年度末残高)	年利7%以上 (平成20年度末残高)	合 計
普通会計債	一般公共事業債（港湾）	358	493		851
	公営住宅建設事業債	15,735	6,076		21,811
	厚生福祉施設整備事業債	10,635			10,635
	災害復旧事業債	939	548		1,487
	臨時財政特例債		1,150		1,150
	義務教育施設整備事業債		23,395	1,847	25,242
小 計 (A)		27,667	31,662	1,847	61,176
出一般債等計					
小 計 (B)					
合 計 (A)+(B)		27,667	31,662	1,847	61,176

【旧簡易生命保険資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成21年度末残高)	年利7%以上 (平成20年度9月期残高)	合 計
普通会計債	公営住宅建設事業債	30,691	22,812	4,912	58,415
	義務教育施設整備事業債		3,081		3,081
小 計 (A)		30,691	25,893	4,912	61,496
出一般債等計					
小 計 (B)					
合 計 (A)+(B)		30,691	25,893	4,912	61,496

【公営企業金融公庫資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成20年度9月期残高)	年利6%以上7%未満 (平成20年度9月期残高)	年利7%以上 (平成20年度9月期残高)	合 計
普通会計債					
小 計 (A)					
出一般債等計					
小 計 (B)					
合 計 (A)+(B)					

注1 地方債計画の区分ごとに記入すること。

II 財政状況の分析

区 分	内 容
財務上の特徴	<p>財政力指数は、合併以降連続した伸びを見せているが、人口の減少や全国平均を上回る高齢化、都市部に比べ町内に産業が少ないことなどにより、財政基盤は弱く平成18年度 0.30 と類似団体平均 0.41をかなり下回っている。また、経常収支比率は、行財政改革の取り組みにより、減少傾向にあるものの平成18年度 89.2%で、類似団体平均を 0.5%上回っている。地方債残高は、合併後に行った情報通信基盤整備事業、小学校統合事業等の大型事業などにより増加したものの、大型事業も一段落し、減少していく見込みである。</p> <p>今後は、行財政改革などの効果が現れ、各指数は改善されていくものと予測されるが、さらに財源の確保、経常経費の削減に努めるとともに、行政の効率化を図り財政の健全化を図る必要がある。</p>
財政運営課題	<p>課 題 ① 税収入の確保</p> <p>長引く景気低迷や高齢化などにより、税収の大幅な増収は見込みにくい。ため、町独自で徴収嘱託員を配置し収納率の向上を図っているほか、平成19年度には、県の併任徴収制度を活用し徴収ノウハウの取得による滞納処理にも取り組み、税収の確保に努めている。</p> <p>課 題 ② 給与水準・定員管理の適正合理化</p> <p>給与水準については、平成18年度より給与カットを継続している。また定員管理については、定年退職と早期退職による退職者数に対し、新規採用者を抑制するとにより、集中改革プランをうわまわる削減を実施しているが、人口一人当たりの職員数は平成18年度 11.57で類似団体を1.41上回っている。今後においても適正な水準を目指して合理化を継続する。</p> <p>課 題 ③ 遊休町有地売却</p> <p>平成19年度より、財源確保対策として遊休町有地の売却を進めている。今後も、高齢化や団塊の世代の退職による税収の伸びを期待できないこともあり、貴重な財源として積極的に売却を進める必要がある。</p> <p>課 題 ④ 物件費・補助費等の削減</p> <p>物件費については、職員削減による反動により、臨時職員賃金の増加、また電算経費の増加などが生じている。補助費については、各種団体の補助金について、目的、事業内容の精査、整理統合を推進し、全ての補助金に終期を設定し、縮小合理化を図る必要がある。</p> <p>課 題 ⑤ 公債費負担の軽減</p> <p>平成18年度に行った情報通信基盤整備事業、小学校統合事業等の大型事業により、平成17年度に比べて地方債残高が約18億円増加した。合併後に続いた大型事業も一段落し、今後は地方債残高が減少していく見込みであるが、新規地方債の発行を抑制し、類似団体の水準となるよう努める必要がある。</p>
留意事項	

注1 「財務上の特徴」欄は、人口や産業構造、財政構造や地域特性等を踏まえて記載すること。また、財政指標等について、経年推移や類似団体との水準比較などをし、各自工夫の上説明すること。

2 「財政運営課題」欄は、税収入の確保、給与水準・定員管理の適正合理化、公債負担の健全化、公営企業繰出金の適正運用、地方公社・第三セクターの適正な運営等、団体が認識する財政運営上の課題及びその具体的施策について、優先度の高いものから順に記入する。また、財政運営課題と認識する理由を類似団体等との比較を交えながら具体的に説明すること。

3 「留意事項」欄は、「財政運営課題」で取り上げた項目の他に、財政運営に当たって補足すべき事項を記入すること。

4 必要に応じて行を追加して記入すること。

Ⅲ 今後の財政状況の見通し

(単位：百万円)

区 分	平成15年度 (計画前5年度) (決算)	平成16年度 (計画前4年度) (決算)	平成17年度 (計画前3年度) (決算)	平成18年度 (計画前々年度) (決算)	平成19年度 (計画前年度) (決算見込)	平成20年度 (計画初年度)	平成21年度 (計画第2年度)	平成22年度 (計画第3年度)	平成23年度 (計画第4年度)	平成24年度 (計画第5年度)
地方税	1,489	1,435	1,491	1,436	1,581	1,558	1,528	1,549	1,570	1,575
地方譲与税	392	459	478	536	398	395	390	386	382	378
地方特例交付金	53	51	45	40	12	15	14	13	12	11
地方交付税	5,046	4,673	4,958	4,727	4,816	4,741	4,700	4,700	4,700	4,700
小計(一般財源計)	6,980	6,618	6,972	6,739	6,807	6,709	6,632	6,648	6,664	6,664
分担金・負担金	42	887	9	23	4	7	5	5	5	5
使用料・手数料	236	239	227	235	217	221	219	217	214	211
国庫支出金	427	410	422	962	600	506	302	302	302	302
うち普通建設事業に係るもの	109	41	49	610	168	169	50	50	50	50
都道府県支出金	844	1,119	598	669	629	629	579	579	579	579
うち普通建設事業に係るもの	109	184	18	128	6	9	6	6	6	6
財産収入	51	78	43	17	129	60	61	61	61	61
寄附金	1	1	1	2	11	6	1	1	1	1
繰入金	370	1,389	432	494	120	403	0	192	100	47
繰越金	351	249	142	216	329	424	248	17	0	0
諸収入	309	476	305	281	239	250	239	239	239	239
うち特別会計からの貸付金返済額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
うち公社・三社からの貸付金返済額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
地方債	2,582	1,392	1,065	3,335	1,297	1,091	1,036	953	953	953
特別区財政調整交付金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
歳入合計	12,193	12,858	10,216	12,973	10,382	10,306	9,322	9,214	9,118	9,062
人件費 a	2,341	2,317	2,060	1,838	1,870	1,785	1,785	1,723	1,695	1,661
うち職員給	1,464	1,457	1,378	1,243	1,253	1,196	1,196	1,154	1,136	1,113
物件費 b	1,521	1,808	1,623	1,531	1,726	1,491	1,627	1,627	1,627	1,627
維持補修費 c	61	85	110	60	70	54	80	80	80	80
a + b + c = d	3,923	4,210	3,793	3,429	3,666	3,330	3,492	3,430	3,402	3,368
扶助費	496	522	403	414	436	469	458	481	505	530
補助費等	1,360	1,471	1,094	1,007	1,037	1,214	1,046	1,046	1,046	1,046
うち公営企業(法適)に対するもの	38	27	27	24	24	24	24	24	24	24
普通建設事業費	2,839	3,140	1,428	4,283	1,342	1,400	800	800	800	800
うち補助事業費	317	300	374	1,770	578	573	200	200	200	200
うち単独事業費	2,522	2,840	1,054	2,513	764	827	600	600	600	600
災害復旧事業費	0	12	7	123	86	37	0	0	0	0
失業対策事業費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
公債費	1,773	1,765	1,790	1,753	1,664	1,872	1,868	1,802	1,697	1,636
うち元金償還分	1,770	1,486	1,543	1,525	1,412	1,619	1,641	1,584	1,485	1,451
積立金	188	80	102	217	367	326	203	203	203	203
貸付金	141	142	80	82	103	118	88	88	88	88
うち特別会計への貸付金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
うち公社、三社への貸付金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
繰出金	1,184	1,373	1,303	1,333	1,335	1,288	1,348	1,362	1,375	1,389
うち公営企業(法非適)に対するもの	1,184	1,373	1,303	1,333	1,335	1,288	1,348	1,362	1,375	1,389
その他	0	0	0	3	3	4	2	2	2	2
歳出合計	11,904	12,715	10,000	12,644	10,039	10,058	9,305	9,214	9,118	9,062

【財政指標等】

(単位：百万円)

区 分	平成15年度 (計画前5年度) (決算)	平成16年度 (計画前4年度) (決算)	平成17年度 (計画前3年度) (決算)	平成18年度 (計画前々年度) (決算)	平成19年度 (計画前年度) (決算見込)	平成20年度 (計画初年度)	平成21年度 (計画第2年度)	平成22年度 (計画第3年度)	平成23年度 (計画第4年度)	平成24年度 (計画第5年度)
形式収支	289	143	216	329	343	248	17	0	0	0
実質収支	267	127	199	279	262	248	17	0	0	0
標準財政規模	6,510	6,198	6,358	6,309	6,382	6,455	6,399	6,399	6,399	6,399
財政力指数	0.24	0.26	0.27	0.30	0.31	0.32	0.31	0.31	0.31	0.31
実質赤字比率 (%)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
経常収支比率 (%)	85.1	91.1	89.9	89.2	88.5	87.6	88.8	88.2	88.2	88.3
実質公債費比率 (%)	—	—	16.6	17.1	17.0	18.0	18.0	18.0	17.5	17.2
地方債現在高	13,406	13,293	12,814	14,624	14,509	13,911	13,306	12,676	12,145	11,647
積立金現在高	4,044	2,782	2,474	2,208	2,454	2,554	2,757	2,768	2,871	3,027
財政調整基金	717	497	597	547	679	679	679	679	679	679
減債基金	602	409	351	223	216	156	156	156	156	156
その他特定目的基金	2,725	1,876	1,526	1,438	1,559	1,719	1,922	1,933	2,036	2,192

注 実質公債費比率は、平成18年度(平成15年度から平成17年度までの3か年平均)の数値を基準年度とした場合は平成17年度欄から、平成19年度(平成16年度から平成18年度までの3か年平均)の数値を基準年度とした場合は平成18年度欄から、それぞれ記入すること。

IV 行政改革に関する施策

項 目	IIの課題番号	具 体 的 内 容
1 合併予定市町村等にあつてはその予定とこれに伴う行革内容	—	該当なし
2 行革推進法を上回る職員数の純減や人件費の総額の削減		
○ 地方公務員の職員数の純減の状況	②	「大山町定員適正化計画」を平成19年3月に策定し、平成17年4月1日現在の職員266人を22人削減して、平成22年4月1日の職員数を244人とすることを目標としている。平成19年度には退職勧奨を行い12名の職員が早期退職を希望した。平成20年4月1日現在の職員数は、平成22年4月1日の目標244人を4人上回る248人となっており、計画を達成するものと思われる。今後の目標人数については、類似団体の職員数との比較を行いさらに削減に向け検討を行い、平成24年度には231人とする予定である。
○ 給与のあり方	②	平成18年4月から21年3月まで職員の給与カットを行っており、平成19年度のラスパイレス指数は91.7となっている。
◇ 国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与構造の見直し、地域手当のあり方	②	国家公務員の給与構造改革を踏まえ、平成18年に給与構造の見直しを実施した。また、職員給与を3%カットし、削減分を減債基金に積み立てることとしている。地域手当は支給していない。
◇ 技能労務職員の給与のあり方	②	平成17年3月の合併時に、「行（一）表」に準じた給料表から、「行（二）表」へ変更を行った。しかし、労働組合との協議が整わない状況で行ったため、県の労働委員会の指導があり、「行（一）表」に準じた給料表で運用を行っている。現在、改めて「行（二）表」の導入に向け、協議実施中。技能労務職員の給与等の見直しに向けた取り組み方針については、平成20年9月に策定し、公表する予定である。
◇ 退職時特昇等退職手当のあり方	②	合併時に廃止。
◇ 福利厚生事業のあり方	②	・大山町役場職員互助会への補助金削減 町からの補助金平成18年度決算200万円→平成19年度決算150万円→平成20年度見込み120万円 公費負担率 平成18年度決算46.7%→平成19年度決算40.7%→平成20年度見込み36.9%
3 物件費の削減、指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用等		
○ 物件費の削減	④	消耗品については、年度当初に総務課で入札を行い、安い業者より購入している。また、コピー機の一括契約など無駄を省く努力を行っている。臨時職員については、雇用数の大部分が臨時保育士であり、保育の安全性から削減することは容易ではないが、保育所の統廃合を検討中である。
○ 指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用	—	福祉センター、社会体育施設、スポーツ施設等に指定管理者制度を導入し、民間活力の導入、経費の削減を図っている。

IV 行政改革に関する施策（つづき）

項 目	IIの課題番号	具 体 的 内 容
4 地方税の徴収率の向上、売却可能資産の処分等による歳入の確保	① ③	地方税の徴収については、これまでも町独自で徴収嘱託員を配置し滞納整理に当たっている。平成19年度においては、これに加え、県の併任徴収制度を活用して滞納整理を強化した。 遊休町有地の売却については、計画的に実施し、歳入の確保に当たることとしている。
5 地方公社の改革や地方独立行政法人への移行の促進	—	今後の検討課題である。
6 行政改革や財政状況に関する情報公開の推進と行政評価の導入		
○ 行政改革や財政状況に関する情報公開	—	いずれも、これまでも広報やHPを活用して公開に努めているが、今後においては、よりわかりやすい形での公開を議会からも求められており、用語などの使用方法に注意を払いながら積極的に公開することとしている。
◇ 給与及び定員管理の状況の公表	—	毎年度、広報において人事行政の運営等の状況を公表している。
◇ 財政情報の開示	—	予算・決算のほか、料金改定時など、必要に応じた経営状況などの財務情報について広報、ホームページなどを活用し周知をしている。今後においては、今回の計画を含めて、経営改善の実施状況などについて積極的に公開していくこととしている。
○ 公会計の整備	—	平成20年度決算での作成に向け財務諸表作成の準備を進める。
○ 行政評価の導入	—	国の説明会に参加し、先進事例についても検討を行っているが、現状では事務量は増加するが、行政評価の導入による効果があがっていないのが現状であると思われる。効果の上がるような導入を目指し平成22年を目処に検討を進めている。
7 その他	⑤	実施事業を優先度や緊急度などの面から検討し、必要度の高いものから選択することにより、当該年度発行額を抑制し、地方債残高を確実に減らしていく。

注1 上記区分に応じ、「II 財政状況の分析」の「財政運営課題」に掲げた各課題に対応する施策を具体的に記入すること。その際、どの課題に対応する施策が明らかとなるよう、IIに付した課題番号を引用しつつ、記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う行政改革推進効果

1 主な課題と取組及び目標

課 題	取 組 及 び 目 標
1 職員数の純減や人件費の総額の削減	3町合併により類似団体より職員数が多いため、組織の改編を行い職員の削減を図っている。更に事務の合理化を図り、類似団体の職員数を目標に職員の削減を図る。
2 公債費負担の健全化（地方債発行の抑制等）	実質公債費比率の低減に向け、新規借入の抑制を図り、交付税措置のないものは原則発行しない。
3 公営企業会計に対する基準外繰出しの解消	上下水道会計においては、料金の見直しを図るとともに、すべての経費節減により繰り出しを抑制する。
4 その他	行財政改革の実施により、事務事業を総点検して予算に反映させる。

注 必要に応じて行を追加して記入すること。

2 年度別目標

(単位: 人、百万円)

課 題	項 目	実 績					計画前5年度 実 績	目 標					計画合計
		平成15年度 (計画前5年度) (決算)	平成16年度 (計画前4年度) (決算)	平成17年度 (計画前3年度) (決算)	平成18年度 (計画前2年度) (決算)	平成19年度 (計画前年度) (決算見込)		平成20年度 (計画初年度)	平成21年度 (計画第2年度)	平成22年度 (計画第3年度)	平成23年度 (計画第4年度)	平成24年度 (計画第5年度)	
1	職員数	297	266	268	256	248		246	244	239	236	231	
	増減数	△ 2	△ 31	2	△ 12	△ 8	△ 51	△ 2	△ 2	△ 5	△ 3	△ 5	△ 17
	職員数のうち一般行政職員数	211	192	189	180	175		173	171	166	164	160	
	増減数	△ 3	△ 19	△ 3	△ 9	△ 8	△ 42	△ 2	△ 2	△ 5	△ 2	△ 4	△ 15
	職員数のうち教育職員数	46	43	44	42	40		40	40	40	39	38	
	増減数	△ 1	△ 3	1	△ 2	△ 2	△ 7				△ 1	△ 1	△ 2
	職員数のうち警察職員数												
	増減数												
	職員数のうち消防職員数												
	増減数												
	職員数のうち技能労務職員数	34	32	28	25	19		18	17	16	15	14	
	増減数		△ 2	△ 4	△ 3	△ 6	△ 13	△ 1	△ 1	△ 1	△ 1	△ 1	△ 5
	実質公債費比率	—	15.0	16.6	17.1	17.0		18.0	18.0	18.0	16.0	16.0	
	増減				0.5	△ 0.1		1.0	0.0	0.0	△ 2.0	0.0	△ 1.0
	地方債現在高	13,466	13,293	12,814	14,624	14,509		13,911	13,306	12,676	12,145	11,647	
増減	1,113	△ 173	△ 479	1,810	△ 115	1,216	△ 598	△ 605	△ 630	△ 531	△ 498	△ 2,862	
2	人件費(退職手当を除く。)	2,128	2,113	1,817	1,662	1,670		1,582	1,582	1,570	1,542	1,508	
	改善額	46	61	357	512	504	1,480	88	88	100	128	162	566
	改善額												
	改善額												
	改善額												
	改善額												
	改善額												
						計画前5年間改善額 合計	1,480					改善額 合計	566

注1 歳出削減策のみならず、歳入確保策についても幅広く検討の上、記入すること。

2 「課題」欄については、「1 主な課題と取組及び目標」の「課題」欄の番号を記入すること。

3 各年度の「職員数」欄については、地方財政状況調査表の作成時点（翌年4月1日時点）の職員数を記入すること。

4 「改善額」については、原則として、計画前年度を基準年度として、当該計画期間中の各年度との比較により改善額を算出し計上すること。ただし、当該見直し施策が計画前年度以前（計画前5年度の間に実施したものに限る。）から実施しているものであって、当該見直し施策の改善効果が財政健全化計画の計画期間中においても継続するものについては、当該継続する改善額を計画期間の各年度の改善額に計上して差し支えないこと。

5 計画期間中の改善額の合計については「計画合計」欄に計上し、計画前5年間の改善額の合計については「計画前5年間実績」欄に計上すること。

6 「計画前5年間改善額 合計」欄及び「改善額 合計」欄については、人件費(退職手当を除く。)+その他改善額を記入することが可能なものの合計を記入すること。

7 4による「改善額」が基準年度との比較により算出できない項目、その改善効果が単年度に限られる項目については、当該改善額のみ当該見直し施策の実施年度の「改善額」欄に計上し、計画期間内（又は計画前5年間）を通じての改善額しか算出できない項目については、当該計画期間内（又は計画前5年間）を通じての改善額を「計画合計」欄（又は「計画前5年間実績」欄）に計上すること。またその場合の改善額の算出方法については、IVの当該施策に係る「具体的内容」欄に合わせて記入すること。

8 「（参考）補償金免除額」欄に記入する「補償金免除額」とは、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額（補償金免除(見込)額）であり、Iの「5 繰上償還希望額」に記入した「繰上償還希望額」に対応する「補償金免除額」の「合計」欄の額を転記すること（旧簡易生命保険資金・公営企業金融公庫資金の補償金免除線上償還に係る財政健全化計画を提出する場合には、当該欄の記入は不要であること。ただし、旧簡易生命保険資金・公営企業金融公庫資金の補償金免除線上償還に係る財政健全化計画を提出する地方公共団体のうち、旧資金運用部資金の補償金免除線上償還を希望する予定の地方公共団体においては、旧資金運用部資金の補償金免除線上償還に係る財政健全化計画を提出する際には当該資金の補償金免除額を上回る財政改善効果を示す必要があるため、計画策定にあたっては予め留意すること。）。

9 必要に応じて行を追加して記入すること。

(参考) 補償金免除額